

防災・風水害と土砂災害の避難施設等について

震災編

一時集合場所 …

避難広場や避難施設へ避難する前に、近隣者が一時的に集合して様子を見る場所です。

避難広場 …

大地震発災時延焼火災やその他の危険から身を守るため、ある程度の必要な面積を有する場所ですが宿泊はできません。
公的に指定されている運動場や公園などです。
(三井住友海上玉川研究所グランド・芹が谷公園)

避難施設 …

地震等による家屋の倒壊、消火などで被害を受けた方又は被害の恐れのある方を一時的に受け入れ、保護をするために仮宿泊施設として利用する場所で、公的に指定されている学校などです。
(南大谷小学校・中学校 町田第六小学校
町田第二中学校 都立町田高校)



風水害編

洪水 …

南大谷地区には恩田川があり、市作成のハザードマップでは桜橋・梅の橋周辺の12地区の一部、石洗橋周辺の2・3地区の一部、坂下橋周辺の4地区の一部が雨量による洪水危険個所に指定されています。このことにより南大谷小学校は避難施設には指定されていません。

指定避難施設 …

町田第五小学校 町田第六小学校
南大谷中学校 町田第二中学校
都立町田高校



町田市からの情報伝達



防災行政無線放送
防災行政無線フリーダイヤル(0800-800-5181)
防災情報メール配信サービス
町田市公式ホームページLINE版
(町田市へ登録してください)